

# 省エネ法の権限に係る国と地方の在り方について

平成27年5月25日

資源エネルギー庁

省エネルギー対策課

- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。
- これまでの地方分権改革の成果を基盤としつつ、平成26年度から内閣府で「地方分権改革に関する提案募集」を行うこととした。
- この募集に、省エネ法に関する権限の移譲について、九州知事会及び神奈川県から、省エネ法の指導・助言、立入検査及び報告徴収に係る権限の移譲を求める提案があり、地方分権改革有識者会議の審議を経て、次頁のとおり対応方針が閣議決定された。

## 1. 経緯

- (1) 地方分権改革は、これまでに地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、多くの改革(権限移譲等、義務付け・枠付けの見直し)を実現してきたところ。
- (2) 平成26年度からは、従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進すべく、新たに「提案募集方式」により地方から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うこととした。

## 2. 提案の対象

- 全国的な制度改正に係る提案を対象とする。
- その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲(手挙げ方式)とする提案等も対象とする。

## 3. その他

- ・募集は毎年少なくとも1回実施する。
- ・都道府県、ブロック単位の知事会等が提案主体となる。
- ・特に重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。

- 特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(平成27年1月30日閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」)

上記閣議決定にある「実施主体や国の関与等の在り方」を検討するにあたっては、引き続き実効性のある適正な省エネ法の運用を確保するといった点が重要である。

## <主な論点>

- 我が国の省エネルギーを進めるにあたって、省エネ法の執行の実施主体や国の関与等の在り方はどうあるべきか。
  - ・事業者の省エネをより効果的・効率的に進めるためにどうあるべきか。
  - ・都道府県によって執行の差が生じる可能性があるが、省エネ法の運用の全国的な統一性、整合性を図るためにどうあるべきか。
  - ・一部の希望する都道府県のみが省エネ法の実施主体になる場合(手挙げ方式)、どのようなメリット・デメリットがあるか。
  - ・国と都道府県が並行権限とする場合、法執行(指導・助言、報告徴収、立入検査)に関する二重行政とならないように、どのような対応が必要か。
- 実施主体が、事業所等が一の都道府県の区域内のみにある事業者に対する法執行とそれ以外の法執行とに分けられた場合、どのようなメリット・デメリットがあるか。この場合において、国と都道府県との連携をどのように構築すべきか。
- 実効性のある適正な法執行のため、都道府県の実施体制(組織、人員等)についてどのように考えているか。
- 省エネ法上の権限は、省エネ法の運用にのみ本来用いられるべきものであるところ、地域固有の政策の実施と当該権限の活用との関係をどう考えるか。

# 九州知事会及び神奈川県からの提案の概要について

- 九州知事会及び神奈川県からの提案の概要は以下のとおり。

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。</p>	<p><b>【必要性】</b> エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取り組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。</p> <p><b>【具体的な効果】</b> 地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取り組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。</p> <p><b>【効果的な取組みとするための工夫】</b> 「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。</p>	<p>九州地方知事会</p>

# 九州知事会及び神奈川県からの提案の概要について

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
<p>一の都道府県内で完結する事業者への措置(指導・助言、報告徴収、立入検査)に関する事務・権限を、都道府県に付与する。</p>	<p>当該事務・権限は国による自己仕分け結果で、一の都道府県で完結する特定事業者等に対するの権限を地方に付与することを「全国一律・一斉に委譲するもの(A-a)」としている。</p> <p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律等による事業者への措置(指導・助言、報告徴収・立入検査)は、都道府県条例に基づく事業活動に伴う温暖化対策に係る計画書制度等の事務・権限と類似する点が多く、権限委譲により事務が一元化し、事務の効率化や事業者の利便性向上を図られることから、国の仕分けに基づき、都道府県に権限を付与すべきものとする。</p> <p>ただし、権限委譲にあたっては、以下の事項について、調整する必要がある。</p> <p>特定事業者等への措置に関する事項について、地方自治体と国との間や、地方自治体間の役割の明確化や情報共有の仕組み</p> <p>特定事業者への措置の遂行に必要な専門人材の確保・育成及び財源の配分</p> <p>検査マニュアルの整備など立入検査等の統一的な実施を行うための仕組み</p>	神奈川県

- 省エネ法の権限は、法第92条第4項に基づき地方支分部局の長(経産省の場合、地方経済産業局長)に委任している。実施体制等は、各省庁によって異なるが、経産省の場合は本省と地方経済産業局とで約90人体制で省エネ法に係る事務を行っている。

## <組織・体制等>

- ・経産省の場合、本省と9つの地方経済産業局で合計約90名(職員約60名、技術指導員等約30名)の体制。
- ・各地方局に専門的知識等を有する技術指導員を配置し、職員とともに省エネ法の適切な執行を実施。
- ・省エネ法の執行に携わる各省庁の職員を対象に必要な専門的知識やノウハウを修得する研修を実施。
- ・各省庁における省エネ法の運用の全国的な統一性、整合性を図るための規程類等の制定等。
- ・現地調査事業、シンポジウム等広報事業など、法執行関係予算として、平成27年度は約4億円を計上。

## <事務の現状>

- ・特定事業者等の提出する定期報告書及び中長期計画書を受理(7月末×切。特定事業者等約13,000)。その他、エネルギー管理統括者等の選解任届出等書類の受理・審査等。
- ・定期報告書等の内容審査により、取組が不十分な事業者に対し、必要に応じ関係省庁等と調整の後、報告徴収、立入検査等の法執行。さらに当該報告等の結果を踏まえた指導・助言の実施等(～年度末頃)。
- ・法執行後、翌年度の定期報告書等で、改善状況を確認・審査し、更なる措置の必要性について調整。

## <措置実績>

- ・事業者単位の規制が施行された平成22年度から25年度において、指導1,181件、報告徴収88件、立入検査10件を実施(現地調査結果(※)を法執行に結びつけた件数等を含む。)。その他、電話での事業者への事情聴取等も実施している。

(※)省エネルギーの外部専門家を活用し、工場等判断基準の遵守状況を確認する現地調査を平成13年度からこれまで約8,000件の調査を実施。

# (参考)論点となっている省エネ法の権限等に係る参照条文等(1/2)

■ 都道府県から移譲の提案のあった権限について、現在の権限の内容及び実施主体は以下のとおり。

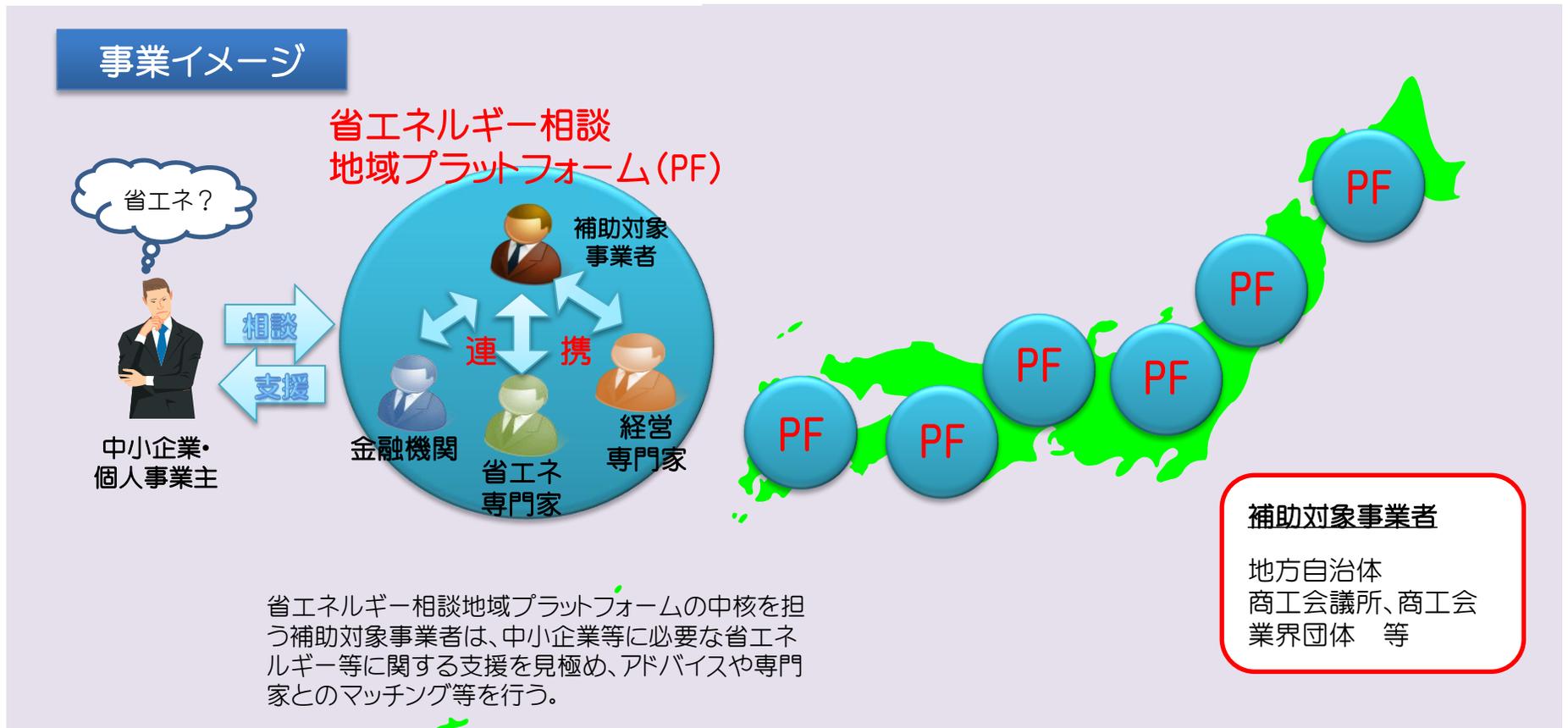
	条文	事務の実施主体
【省エネ法】 指導・助言 (法第6条)	<p>(指導及び助言)</p> <p><b>第六条</b> 主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施又は電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、<u>工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者</u>に対し、前条第一項(※)に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は工場等において電気を使用して事業を行う者に対し、同条第二項に規定する指針を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>(※)工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準            I エネルギーの使用の合理化の基準            II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置</p>	主務大臣
【省エネ法】 報告徴収・ 立入検査 (法第87条)	<p>(報告及び立入検査)</p> <p><b>第八十七条</b> 経済産業大臣は、第七条第一項及び第五項、第七条の四第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第三項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第十七条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第三項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)並びに第十九条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、<u>工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者</u>に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、第七条の二第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第七条の三第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第八条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第十三条第一項(第十八条第一項及び第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、<u>特定事業者又は特定連鎖化事業者</u>に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 主務大臣は、第三章第一節(第七条第一項及び第五項、第七条の二第一項、第七条の三第一項、第七条の四第一項及び第三項、第八条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項及び第三項並びに第十九条第一項及び第四項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、<u>特定事業者又は特定連鎖化事業者</u>に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。</p>	<p>(1項及び2項) 経済産業大臣</p> <p>(3項)主務大臣</p>

# (参考)論点となっている省エネ法の権限等に係る参照条文等(2/2)

	条文
<b>【エネルギー政策基本法】 国の責務 (法第5条)</b>	<p>(国の責務)</p> <p><b>第五条</b> 国は、第二条から前条までに定めるエネルギーの需給に関する施策についての基本方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、<u>エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</u></p> <p>2 国は、<u>エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。</u></p> <p>(※)エネルギーの需給に関する施策についての基本方針 (安定供給の確保)</p> <p><b>第二条</b> <u>エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに関し適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。</u></p> <p>2 <u>他のエネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給については、特にその信頼性及び安定性が確保されるよう施策が講じられなければならない。</u></p> <p>(環境への適合)</p> <p><b>第三条</b> <u>エネルギーの需給については、エネルギーの消費の効率化を図ること、太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進すること等により、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネルギーの需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。</u></p> <p>(市場原理の活用)</p> <p><b>第四条</b> <u>エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、前二条の政策目的を十分考慮しつつ、事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。</u></p>
<b>【エネルギー政策基本法】 地方公共団体の責務 (法第6条)</b>	<p>(地方公共団体の責務)</p> <p><b>第六条</b> 地方公共団体は、基本方針(※)にのっとり、<u>エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</u></p> <p>2 地方公共団体は、<u>エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。</u></p>

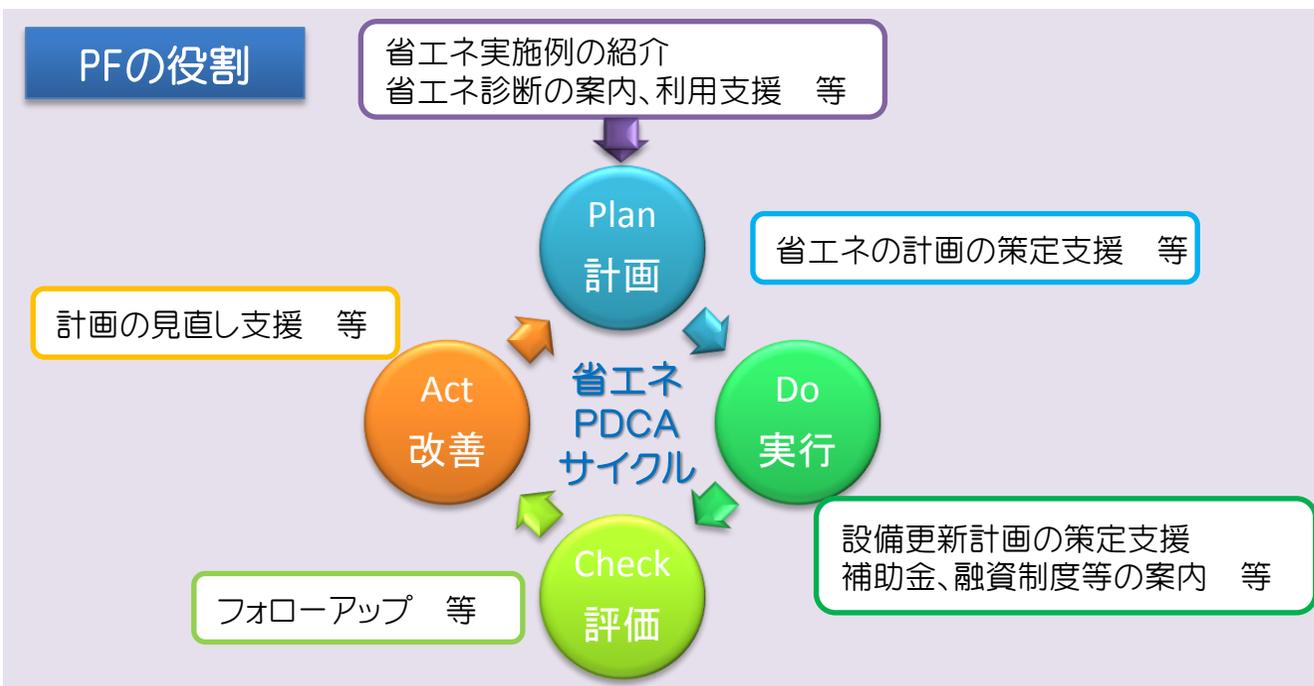
## 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」の事業イメージ

- 地域の中小企業等の省エネや節電等のニーズに応えるべく、地域毎にきめ細かな省エネ支援を行う「省エネルギー相談地域プラットフォーム(PF)」の構築を目指す。
- 地域プラットフォームの中核を担う補助対象事業者は、当該地域にて中小企業等の省エネに関する相談窓口となり、必要に応じて専門家(省エネ関連、その他経営関連)を紹介・マッチングし、中小企業等の省エネルギーに係る取組を推進する。



## プラットフォームの役割

- 省エネルギー相談地域プラットフォームは、省エネに関する現状把握(省エネ診断の案内等)を入り口として、省エネルギーに関する取組の計画(Plan)、取組の実施(Do)、取組の確認検証(Check)取組の計画見直し(Action)の各段階で、中小企業等をきめ細やかに支援する。



### 【省エネルギー相談地域プラットフォーム補助対象経費】

専門家謝金・旅費、職員旅費、臨時職員雇用経費 等

(注1) 人件費及び「省エネルギー対策導入促進事業費補助金」で実施する「省エネ・節電無料診断」にかかる費用は補助対象外

(注2) 地域プラットフォーム自身の営業活動および営利活動となる経費は補助対象外

### 補助対象となる事業

#### (PFがコーディネートする業務)

#### 1) 省エネルギーに関する現状把握、情報整備

- ✓ 省エネルギーに関する診断の案内
- ✓ 省エネルギー実施事例の紹介、社員教育 等

#### 2) 省エネルギーに関する取組の計画(Plan)

- ✓ 中小企業等の実態を踏まえた具体的な省エネルギーの計画の策定支援 等

#### 3) 省エネルギーに関する取組の実施(Do)

- ✓ 省エネルギーの計画に基づく設備更新計画の策定支援
- ✓ 省エネルギーに関する補助金および融資制度等の案内 等

#### 4) 省エネルギーに関する取組の確認検証(Check)

- ✓ 進捗状況の確認、フォローアップ
- ✓ 省エネルギー効果の検証 等

#### 5) 省エネルギーに関する取組の計画見直し(Action)

- ✓ 省エネルギーの計画の見直し支援 等